

平成28年4月版歯科診療行為マスター登録内容の一部変更（H29.3.7現在）

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
B004-01	302006510	がん性疼痛緩和指導管理料2（1以外の場合）	9		廃止		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき廃止
C000-00	303000110	歯科訪問診療1（診療所）（1日につき）	5	基本名称	歯科訪問診療1（診療所）（1日につき）	歯科訪問診療1（1日につき）	【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に伴う変更
				省略名称	訪問診療1（診療所）	訪問診療1	
				病院・診療所区分	2	0	
				施設基準①	1320	0	
				施設基準②	1347	0	
C000-00	303006550	歯科訪問診療1（病院）（1日につき）	3		新設		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設
C000-00	303000210	歯科訪問診療2（診療所）（1日につき）	5	基本名称	歯科訪問診療2（診療所）（1日につき）	歯科訪問診療2（1日につき）	【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に伴う変更
				省略名称	訪問診療2（診療所）	訪問診療2	
				病院・診療所区分	2	0	
				施設基準①	1320	0	
				施設基準②	1347	0	
C000-00	303006650	歯科訪問診療2（病院）（1日につき）	3		新設		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設
C000-00	303004610	歯科訪問診療3（診療所）（1日につき）	5	基本名称	歯科訪問診療3（診療所）（1日につき）	歯科訪問診療3（1日につき）	【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に伴う変更
				省略名称	訪問診療3（診療所）	訪問診療3	
				病院・診療所区分	2	0	
				施設基準①	1320	0	
				施設基準②	1347	0	
C000-00	303006750	歯科訪問診療3（病院）（1日につき）	3		新設		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C000-00	303006310	歯科訪問診療料（初診時）（1日につき）	3		新設		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設
C000-00	303006410	歯科訪問診療料（再診時）（1日につき）	3		新設		
M010-00	313011120	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	154.00	145.00	【平成29年4月診療分から適用】 保医発0303第5号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
				点数等（旧点数）	145.00	168.00	
M010-00	313011220	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	284.00	268.00	
				点数等（旧点数）	268.00	311.00	
M010-00	313011320	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（5分の4冠）））	5	点数等（新又は現点数）	358.00	337.00	
				点数等（旧点数）	337.00	392.00	
M010-00	313011420	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大白歯（全部金属冠）））	5	点数等（新又は現点数）	450.00	425.00	
				点数等（旧点数）	425.00	493.00	
M010-00	313011520	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（単純なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	105.00	99.00	
				点数等（旧点数）	99.00	115.00	
M010-00	313011620	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（インレー（複雑なもの））））	5	点数等（新又は現点数）	208.00	196.00	
				点数等（旧点数）	196.00	228.00	
M010-00	313011720	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小白歯・前歯（4分の3冠）））	5	点数等（新又は現点数）	257.00	242.00	
				点数等（旧点数）	242.00	281.00	

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M010-00	313011820	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（5分の4冠）））	5	点数等（新又は現点数）	257.00	242.00	【平成29年4月診療分から適用】 保医発0303第5号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
				点数等（旧点数）	242.00	281.00	
M010-00	313011920	金属歯冠修復（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯・前歯（全部金属冠）））	5	点数等（新又は現点数）	322.00	304.00	
				点数等（旧点数）	304.00	353.00	
M011-00	313014120	レジン前装金属冠（1歯につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合）	5	点数等（新又は現点数）	401.00	378.00	
				点数等（旧点数）	378.00	439.00	
M017-00	313015720	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（大臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	518.00	489.00	
				点数等（旧点数）	489.00	567.00	
M017-00	313015820	ポンティック（1歯につき）（鑄造ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	390.00	368.00	
				点数等（旧点数）	368.00	427.00	
M017-00	313016120	ポンティック（1歯につき）（金属裏装ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（前歯）））	5	点数等（新又は現点数）	211.00	199.00	
				点数等（旧点数）	199.00	231.00	
M017-00	313016220	ポンティック（1歯につき）（金属裏装ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）（小臼歯）））	5	点数等（新又は現点数）	265.00	250.00	
				点数等（旧点数）	250.00	290.00	
M017-00	313016420	ポンティック（1歯につき）（レジン前装金属ポンティック（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	点数等（新又は現点数）	311.00	294.00	
				点数等（旧点数）	294.00	341.00	

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M020-00	313018920	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（大・小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	414.00	391.00	【平成29年4月診療分から適用】 保医発0303第5号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について」に基づき変更
				点数等（旧点数）	391.00	454.00	
M020-00	313019020	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（双子鉤（大歯・小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	324.00	306.00	
				点数等（旧点数）	306.00	355.00	
M020-00	313019120	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（大白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	284.00	268.00	
				点数等（旧点数）	268.00	311.00	
M020-00	313019220	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（大歯・小白歯）））	5	点数等（新又は現点数）	247.00	233.00	
				点数等（旧点数）	233.00	271.00	
M020-00	313019320	鑄造鉤（1個につき）（金銀パラジウム合金（金12%以上）（二腕鉤（レストつき）（前歯（切歯））））	5	点数等（新又は現点数）	229.00	216.00	
				点数等（旧点数）	216.00	251.00	
M021-02	313026520	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（前歯））	5	点数等（新又は現点数）	158.00	152.00	
				点数等（旧点数）	152.00	169.00	
M021-02	313026620	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大歯・小白歯））	5	点数等（新又は現点数）	167.00	160.00	
				点数等（旧点数）	160.00	179.00	
M021-02	313026720	コンビネーション鉤（1個につき）（鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合（大白歯））	5	点数等（新又は現点数）	186.00	178.00	
				点数等（旧点数）	178.00	199.00	

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
M023-00	313020620	バー（1個につき）（鑄造バー（金銀パラジウム合金（金12%以上）））	5	点数等（新又は現点数）	664.00	626.00	【平成29年4月診療分から適用】 保医発0303第5号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正に基づき変更
				点数等（旧点数）	626.00	727.00	

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	C156	CC001	303000370	患者診療時間加算（歯科訪問診療料）	01		新 設	【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設	
3	C156	CC002	303000470	歯科診療特別対応加算（歯科訪問診療料）	02		新 設		
3	C156	CC003	303000570	初回時歯科診療導入加算（歯科訪問診療料）	02		新 設		
3	C156	CC010	303001270	地域医療連携体制加算（歯科訪問診療料）	03		新 設		
3	C156	CC013	303001570	滞在時間加算（1号地域）	04		新 設		
3	C156	CC014	303001670	往診往復時間加算（2号地域）	04		新 設		
3	C156	CC011	303001370	海路（波浪時）加算（往路）	05		新 設		
3	C156	CC012	303001470	海路（波浪時）加算（復路）	06		新 設		
3	C157	CC001	303000370	患者診療時間加算（歯科訪問診療料）	01		新 設		
3	C157	CC002	303000470	歯科診療特別対応加算（歯科訪問診療料）	02		新 設		
3	C157	CC003	303000570	初回時歯科診療導入加算（歯科訪問診療料）	02		新 設		
3	C157	CC004	303000670	緊急加算（歯科訪問診療1）	03		新 設		
3	C157	CC006	303000870	夜間加算（歯科訪問診療1）	03		新 設		
3	C157	CC008	303001070	深夜加算（歯科訪問診療1）	03		新 設		
3	C157	CC013	303001570	滞在時間加算（1号地域）	04		新 設		
3	C157	CC014	303001670	往診往復時間加算（2号地域）	04		新 設		
3	C157	CC011	303001370	海路（波浪時）加算（往路）	05		新 設		
3	C157	CC012	303001470	海路（波浪時）加算（復路）	06		新 設		
3	C157	CC022	303003970	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（同一建物居住者以外の場合）	07		新 設		

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	C157	CC023	303004070	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（同一建物居住者の場合）	07		新 設	【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設	
3	C158	CC001	303000370	患家診療時間加算（歯科訪問診療料）	01		新 設		
3	C158	CC002	303000470	歯科診療特別対応加算（歯科訪問診療料）	02		新 設		
3	C158	CC003	303000570	初回時歯科診療導入加算（歯科訪問診療料）	02		新 設		
3	C158	CC005	303000770	緊急加算（歯科訪問診療2）	03		新 設		
3	C158	CC007	303000970	夜間加算（歯科訪問診療2）	03		新 設		
3	C158	CC009	303001170	深夜加算（歯科訪問診療2）	03		新 設		
3	C158	CC013	303001570	滞在時間加算（1号地域）	04		新 設		
3	C158	CC014	303001670	往診往復時間加算（2号地域）	04		新 設		
3	C158	CC011	303001370	海路（波浪時）加算（往路）	05		新 設		
3	C158	CC012	303001470	海路（波浪時）加算（復路）	06		新 設		
3	C158	CC023	303004070	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（同一建物居住者の場合）	07		新 設		
3	C159	CC001	303000370	患家診療時間加算（歯科訪問診療料）	01		新 設		
3	C159	CC002	303000470	歯科診療特別対応加算（歯科訪問診療料）	02		新 設		
3	C159	CC003	303000570	初回時歯科診療導入加算（歯科訪問診療料）	02		新 設		
3	C159	CC028	303004770	緊急加算（歯科訪問診療3）	03		新 設		
3	C159	CC029	303004870	夜間加算（歯科訪問診療3）	03		新 設		
3	C159	CC030	303004970	深夜加算（歯科訪問診療3）	03		新 設		
3	C159	CC013	303001570	滞在時間加算（1号地域）	04		新 設		

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	C159	CC014	303001670	往診往復時間加算（2号地域）	04	新設		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設	
3	C159	CC011	303001370	海路（波浪時）加算（往路）	05	新設			
3	C159	CC012	303001470	海路（波浪時）加算（復路）	06	新設			
3	C159	CC022	303003970	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（同一建物居住者以外の場合）	07	新設			
3	C159	CC023	303004070	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（同一建物居住者の場合）	07	新設			



## 【算定回数限度テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
B004-01	302006510	がん性疼痛緩和指導管理料2（1以外の場合）	9		廃止		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき廃止

【実日数関連テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C000-00	303006550	歯科訪問診療 1 (病院) (1日につき)	3		新 設		【平成29年4月診療分から適用】 厚生労働省告示第52号に基づき新設
C000-00	303006650	歯科訪問診療 2 (病院) (1日につき)	3		新 設		
C000-00	303006750	歯科訪問診療 3 (病院) (1日につき)	3		新 設		
C000-00	303006310	歯科訪問診療料 (初診時) (1日につき)	3		新 設		
C000-00	303006410	歯科訪問診療料 (再診時) (1日につき)	3		新 設		